



2025年5月23日

各位

会社名 株式会社中村超硬
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード番号：6166 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 田植 啓之
(TEL. 072-274-0007)

当社に対する仲裁申立の仲裁判断（中間判断）に関するお知らせ

当社は2021年11月19日にお知らせいたしましたとおり、江蘇三超金剛石工具有限公司（以下「江蘇三超社」という）より、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における仲裁申立を受け、仲裁手続きを継続しておりました。今回、SIACより仲裁判断（中間判断）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 仲裁申立の概要及び経緯

当社が江蘇三超社との間で2019年8月30日に締結した、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与に係る契約（以下「本件契約」という。）に関し、江蘇三超社より、2021年11月17日に当社の契約義務の履行がなされなかったとして、本件契約を解除するとともに損害賠償請求する仲裁申立がSIACになされました。

2. 仲裁を申し立てた者の概要

(1) 名称	江蘇三超金剛石工具有限公司
(2) 所在地	中国江蘇省句容市開發区致遠路66号
(3) 代表者	鄒余耀

3. 仲裁申立の内容及び仲裁判断の内容

江蘇三超社による仲裁申立内容及び仲裁判断は下表の通りです。

仲裁申立の内容及び仲裁判断の内容		
(1)	〈江蘇三超社の要求内容〉 当社の債務不履行を理由とした本件契約の解除	〈損害賠償額〉 —
	〈仲裁判断の内容〉 当社に債務不履行があったと判断され、2021年9月17日付での契約解除が認められました。	〈当社の支払額〉 —
(2)	〈江蘇三超社の要求内容〉 本件契約の対価として江蘇三超社が当社に支払った代金の返還	〈損害賠償額〉 9.9億円
	〈仲裁判断の内容〉 本要求は棄却されました。	〈当社の支払額〉 なし

仲裁申立の内容及び仲裁判断の内容		
(3)	〈江蘇三超社の要求内容〉 ・ 当社の債務不履行による直接損害額の支払い	〈損害賠償額〉 19,766,134.97 元 (約 3.87 億円)
	・ 生産設備の未稼働による逸失利益の支払い	〈損害賠償額〉 59,060,371.00 元 (約 11.58 億円)
	・ 本仲裁費用の支払い	〈損害賠償額〉 実費
	〈仲裁判断の内容〉 当社に対し江蘇三超社が被った直接損害額及び利息の支払いが命じられました。当社が江蘇三超社に支払うべき金額については、今後の仲裁手続きにおいて、江蘇三超社及び当社がそれぞれ主張を行った上で、仲裁廷により別途決定されます。また、本仲裁費用のうち、現時点までに生じた各当事者の代理人費用等は各自負担とすることが命じられました。それ以外の要求は棄却されました。	〈当社の支払額〉 別途決定

※為替レート：1 元=19.61 円

上記内容に加え、江蘇三超社に対し、当社へ未払いの輸送費約 583 万円及び利息の支払いが命じられました。

4. 今後の見通し

当社が江蘇三超に支払う直接損害額及び利息は、今後の仲裁手続きにおいて決定されますが、当社は支払額を極小化するべく、引き続き江蘇三超社と争ってまいります。

また、今回受領した仲裁判断は中間判断であり、当社が江蘇三超社に支払うべき金額が未決定であることから、現時点において当社グループの業績に与える影響はないと考えております。今後、本仲裁判断の詳細な内容の精査を行うとともに、これからの仲裁手続きにおいて開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上